平成２４年（フ）第３９号
香川県坂出市池園町７番14号　ごとうアパート２号
債務者　小林　高仁
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２３号
福岡県築上郡築上町大字高塚707番地
債務者　友池千鶴子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
沖縄県那覇市古島２丁目６番地３　コーポ當間203
債務者　内間富士子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０号
青森県三戸郡南部町大字平字野場６番地１
債務者　橋本真梨子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
千葉県市原市五井1747番地33
債務者　小嶋　秀子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２３４号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区10棟409号
債務者　豊田　祐一
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５４号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番２棟504号
債務者　山口伊佐己
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５９号
千葉県浦安市海楽１丁目26番16号　メゾンクロシェット203
債務者　阿部　みわ
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２６６号
千葉市中央区千葉寺町876番地　県営住宅千葉寺１棟724号
債務者　飯野絵里奈（旧姓堺）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８５号
千葉県船橋市咲が丘４丁目11番５号　ベルピア二和向台第２・１―205号
債務者　梅山二三夫
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９９号
千葉県市原市西国吉1643番地41
債務者　阿川　利江
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３１号
千葉市中央区大森町412番地13
債務者　川島　弘子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３８号
千葉県浦安市当代島３丁目18番17号　第３ハイツ弥兵衛105
債務者　茂木　順子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
兵庫県加古川市野口町北野732番地の２　白池東ハイツⅡ―204号
債務者　亀井由香里
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１号
兵庫県三田市南が丘１丁目22番６号　ファミール南が丘202号室、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町北野732番地の２　白池東ハイツⅡ―204号
債務者　亀井克己こと　亀井　克巳
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５号
兵庫県姫路市四郷町明田1071番地　才建工内、従前の住所兵庫県姫路市野里460番地８
債務者　三浦　利行
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３５号
兵庫県赤穂市有年楢原874番地
債務者　桐谷　友子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部